

## 監査人コメント

## ESOP を巡る実務対応上の課題

## 1. ESOP を巡る現状認識

- 一言で ESOP といっても、従業員持ち株会型や退職給付型をはじめ、様々な商品が存在している。
- ESOP に関しては、ASBJ が公表した「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点整理」(平成 21 年 2 月 6 日)の注 10 に関連する記述がある。現行の会計処理はこの注 10 を参考とする場合が多い。しかし、当該論点整理は会計基準ではなく規範性がないことに加え、いわゆる総額法によることが記載されている以外には、どの会計基準(例えば、退職給付に関する会計基準、ストック・オプション等に関する会計基準、金融商品に関する会計基準等)を適用すべきかといった論点が整理されていない。このように現在の会計基準は、適切な会計処理に導くには不十分であり、現段階では会計基準設定主体の果たすべき役割が十分に果たされていない。
- 自己株式を用いるため、会計処理に会社法が関連するが、資本に関する会社法の取扱いが明らかになっておらず、会計処理を考えるに当たっての困難性がある。弁護士意見も分かれている状況である。
- 本取引は、大規模な企業などではあまり利用されていないが、比較的小規模の上場企業において多く導入されているようである(過去の導入事例、進行中の多くの相談事例がある。)
- このような状況下、複数の会計処理が行われている。

## 2. ASBJ に対応の検討を依頼した理由

- どの会計基準を適用して会計処理を行うか検討するのは、一義的には財務諸表作成者である。ESOP については、適用すべき会計基準が明確でないため、複数の会計処理が行われている。
- 適用すべき会計基準が明確になっていないことから、何を重視するかにより、監査人が適切と考える会計処理も異なり、監査人間でも判断に差が出ることとなっている。
- 公認会計士協会が適用すべき会計処理を統一するような方策をとる(監査上の取扱いの整理など)には、拠り所となる会計基準が必要であるが、この取引には拠って立つべき前提がない。そのような状況で、何らかの指針を作成することは、会計基準を公認会計士協会が定めるかのような誤解を招くこととなる。
- このような状況にある会計事象については、ASBJ としてその方向性を示す指針を作成頂く必要があると考える。

以上